# 原発の脅威から「生命」と「琵琶湖」を守る 敦賀原発再稼働禁止仮処分申請書

2011年11月8日

大津地方裁判所 民事部 御中

債権者 47 名訴訟代理人弁護士 吉原稔・井戸謙一・吉川実・石川賢治・

向川さゆり・石田達也・永芳 明・高橋陽一・・莇立明・脇田喜智夫・

渡辺輝人・髙橋典明

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

目的物の表示

別紙目録記載のとおり

仮処分によって保全すべき権利 生存権・人格権の妨害予防請求権

## 申立の趣旨

債務者は,国によって,発電用軽水型原子炉施設についての福島第一原発の事故 原因を解明したうえで「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」「発 電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」「発電用軽水型原子炉施設に関する安 全評価に関する審査指針」「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭 和40年6月15日通商産業省令第62号) | が改定され、新安全審査指針及び技 術基準に適合したとする定期検査が完了するまで、敦賀原子力発電所1号機、2号 機について、再稼動(調整運転を含む)をさせてはならない。

#### 申立の理由

## 第1 当事者

- 債権者らは、主として滋賀県内に居住しているが、その場所は、債務者の設 置する敦賀原発1号機、2号機等福井原発群から20~110㎞圏に位置する。
- 2. 債務者は、福井県敦賀市敦賀半島東岸部に敦賀原子力発電所1号機、2号機 を設置している。

## 第2 本件各原発の現状

1. 申立ての趣旨記載の各原子炉施設(以下「本件各原発」という。)は,次のとおり,いずれも定期検査中で運転停止。

敦賀1号 (沸騰水型軽水炉定格電気出力35万7千kw)

2011年10月26日から停止

敦賀2号 (加圧水型軽水炉, 定格電気出力116万kw)

2011年8月19日から停止

2. 東北地方太平洋沖地震によって発生した福島第一原発過酷事故

# 第3 再稼動の違法性

- 1. 本件各原発を再稼動することは許されない。その理由の1は、本件各原発においても福島第1原発と同様に過酷事故が発生する具体的な危険があるからであり、その理由の2は、本件各原発が再稼動の要件として法律上要求されている定期検査を受けたとはいえないからである。
- 2. 立証責任の軽減に関して 現行の安全指針の重大な不合理性(安全指針失効論)
- 第4 本件各原発を運転する危険性
  - (1) 本件各原発が地震動に襲われる危険性
    - ① 若狭湾沿岸地域で大地震が起こる危険性が高い。
    - ② 敦賀原発における地震の危険性。

敦賀1号機,2号機の200m先に浦底断層があり,2号機の下に分岐断層がある。浦底断層は柳ヶ瀬断層とつながっている。

石橋神戸大学名誉教授は「原発の1km以内に活断層のあるのは,世界中でも若狭湾の原発しかない」「浜岡の次に危ないのは若狭湾福井原発だ」という。

- ③ 経産省WG・東大地震研(応用地震学)纐纈一起教授の見解。
- ④ 浦底断層は活断層であることが隠されていた。
- (2) 津波対策が極めて不十分。
  - ① 津波評価の見直しとあるべき対策
  - ② 現在講じられている対策

ア 建屋の扉を水密扉に取り替えること

- イ 既存防波堤をかさ上げすること又は陸上に防潮堤を設置
- ウ 復水タンク・純水タンク・淡水タンクの周りに防護壁を設置
- エ これらタンク相互を繋ぐ配管を改造すること
- ③ 今のところ完了に至っているのは扉のシール施工だけ。防波堤の完成は早 くとも2~3年先。
- 第5 本件各原発の老朽化による危険
- 1. 応力腐食割れと中性子照射脆化(敦賀1号機)
- (1) 応力腐食割れ
  - ① 沸騰水型原子炉における中性子照射脆化
  - ② 敦賀原発1号機原子炉の型式による固有の危険性
    - ア 沸騰水型原子炉であること
    - イ スクラムが失敗するリスク
    - り 再循環ポンプを原因とする事故の可能性
  - ③ 旧式のマーク1原子炉であること
- (2) 敦賀原発1号機固有の危険性(UCC問題)

アンダークラッド・クラッキング

- 第6 深層崩壊が原発に及ぼす危険性、深層崩壊による陸の孤島化
- 第7 使用済み燃料プールの危険性
- 1.原子炉建屋の高所に設置されていること
- 2. 上部が開放されていること
- 3. 事実上使用済み燃料の保管施設になってしまっていること
- 4. 漏洩事故がおこっていること
- 第8 適正な定期検査を受けておらず再稼動の要件を充足していない
- 1. 法令の定め等
- 2. 現行の安全審査指針類及び技術基準の失効1
- 3. 現行の安全審査指針類及び技術基準の失効2
- 4.技術基準の失効3 (安全審査指針類の失効による失効)
- 5. 現行の安全審査指針の不合理性

- 6. 安全設計審査指針改定は国際原子力安全条約上の義務であること
- 第9 福島原発事故の原因解明は不可欠である-全電源喪失は地震か津波か-

### 第10 被保全権利

- 1. 債権者らは、琵琶湖を水源とする住民であり本件各原発で過酷事故が起こり放射能に琵琶湖が汚染された場合、飲料水を失い、生命に深刻な危険をもたらす。
- 2. 琵琶湖は, 県土の6分の1を占める。セシウム137は半減期が30年と長い。 生態系への影響は計り知れず, 琵琶湖は壊滅的打撃を受ける。
- 3.本件各原発で過酷事故が発生すれば、債権者らの生命、身体が侵害され、健康 を育むための貴重な自然が破壊される。債権者らは、債務者に対し、生存権、 人格権の侵害に対する妨害予防請求権に基づいて、本件各原発の再稼動の禁止 を求めることができる。

## 第11 保全の必要性

巨大地震や津波に対する安全対策は全く不十分であり、地震動に対しては、法的にも事実上も失効した現行耐震設計審査指針に基づく対策しかとっていない。若狭湾周辺の大地震が発生した際、本件各原子炉が運転されていれば過酷事故が発生し、本件各原発から20~110km圏に居住する債権者らが生命、身体、健康に重大な被害が生じる。また、その場合、京阪神にも多量の放射性物質が降り注ぎ、大混乱に陥るし、京阪神の水がめである琵琶湖が汚染されれば、その健康被害は計り知れない。

#### 第9 本案管轄裁判所